

# 茨城県土木部の取組

- 1 建設業の担い手に関する課題
- 2 茨城県土木部における「建設業の担い手の  
中長期的な育成・確保」に向けた主な取組
- 3 建設業における週休2日制の促進について

# 1 建設業の担い手に関する課題

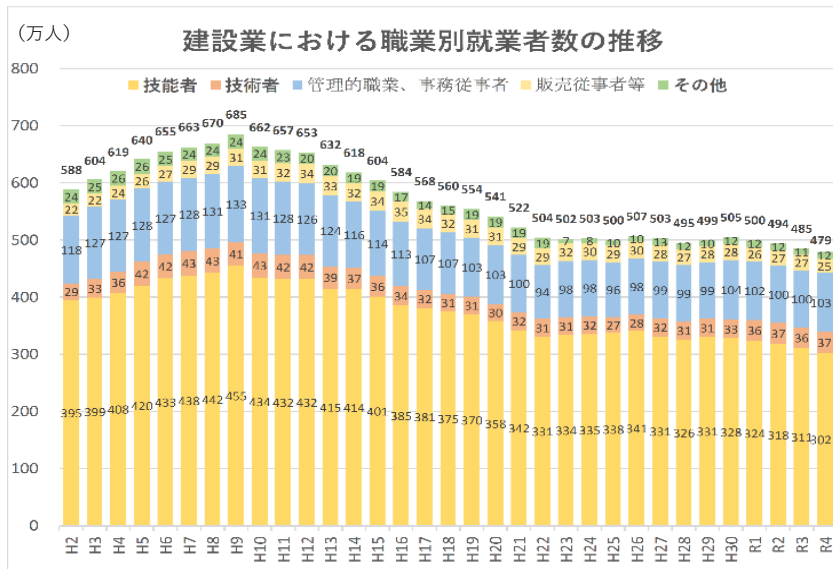


図1 建設業における職業別就業者数の推移

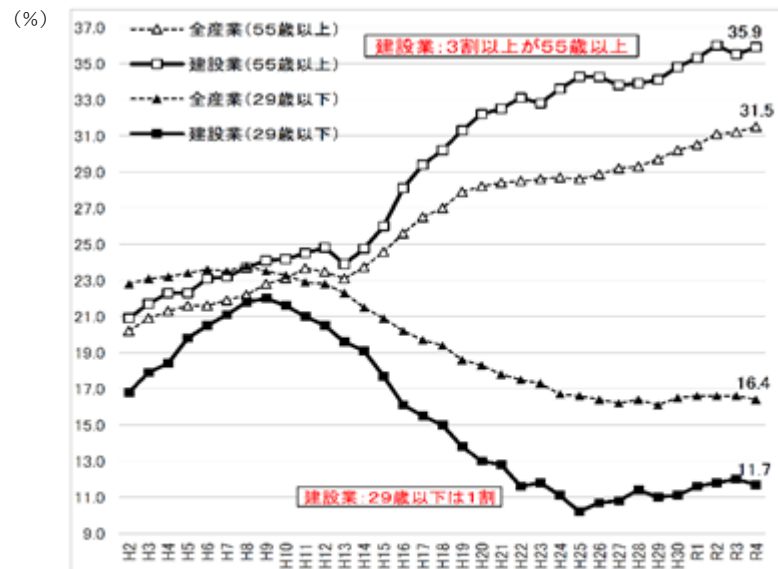


図2 年齢階層別の就業者割合

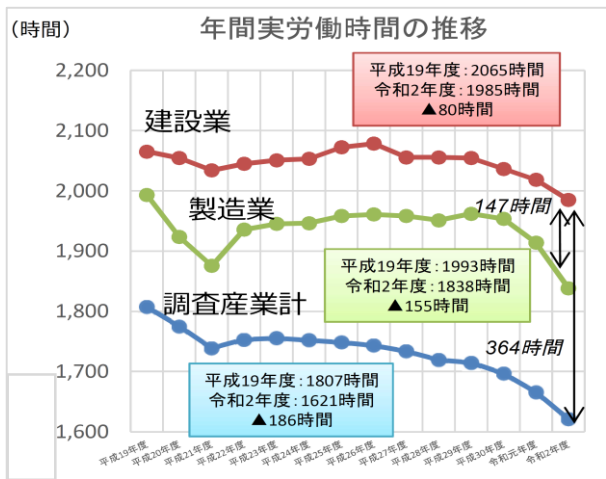


図3 年間実労働時間の推移

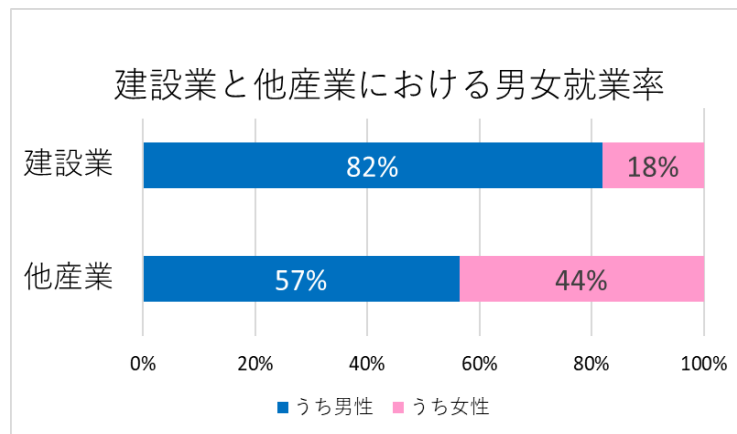


図4 建設業と他産業における男女就業率

## 2 茨城県土木部における「建設業の担い手の中長期的な育成・確保」に向けた主な取組

～働き方改革等の促進による建設業の魅力向上～

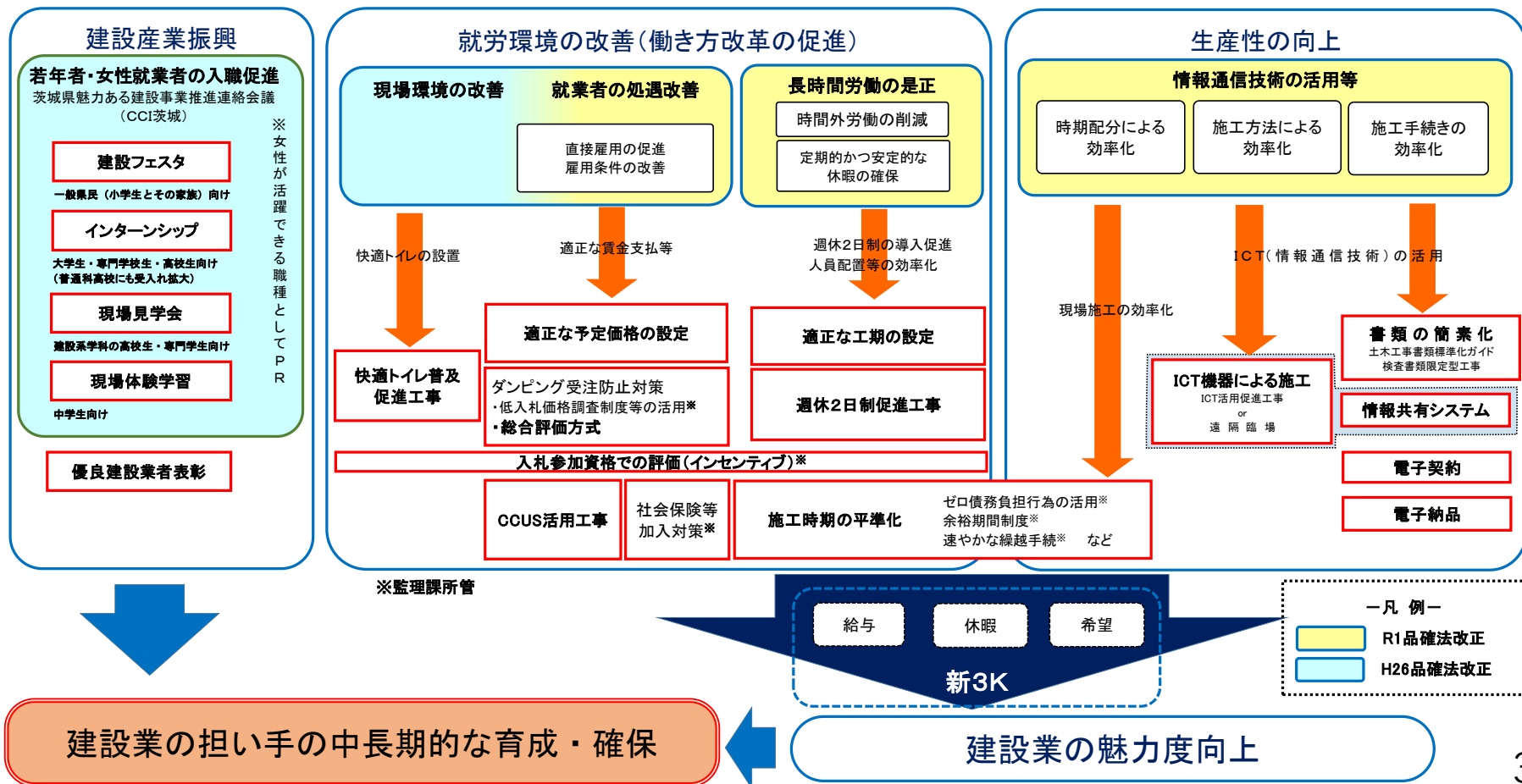
### 背景

建設業就業者の高齢化に伴う大量離職等により、就業者不足が見込まれていることから、将来に亘ってインフラの整備・維持管理とその品質確保や、災害対応など地域の安全・安心を継続的に確保するため、建設業の担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。

### 取組内容

#### 人材の確保、働き方改革の推進に向けた取組み

#### 省人化・省力化に向けた取組み



# 3 建設業における週休2日制の促進について

茨城県土木部

建設業は、他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないなどの課題に対し、労働者の健康確保やワークライフバランスの確保の改善、将来の担い手確保の観点から**安定した休日の確保が重要**となっています。

また、2024年4月から時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、**計画的に建設現場において週休2日制の推進が必要**であることから、県土木部では、現場作業を行う期間が1ヶ月以上と想定される工事は、原則全て、週休2日制促進工事の対象とするなど、週休2日制の導入を推進しています。

## 労働基準法改正の内容

大企業 2019年4月1日～、中小企業2020年4月1日～  
ただし、建設事業は上限規制の適用が2024年3月31日まで猶予

## 2024年(令和6年)4月1日～ 建設事業にも時間外労働の上限規制が適用

時間外労働は原則として、**月45時間、年360時間**が上限となり、臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、

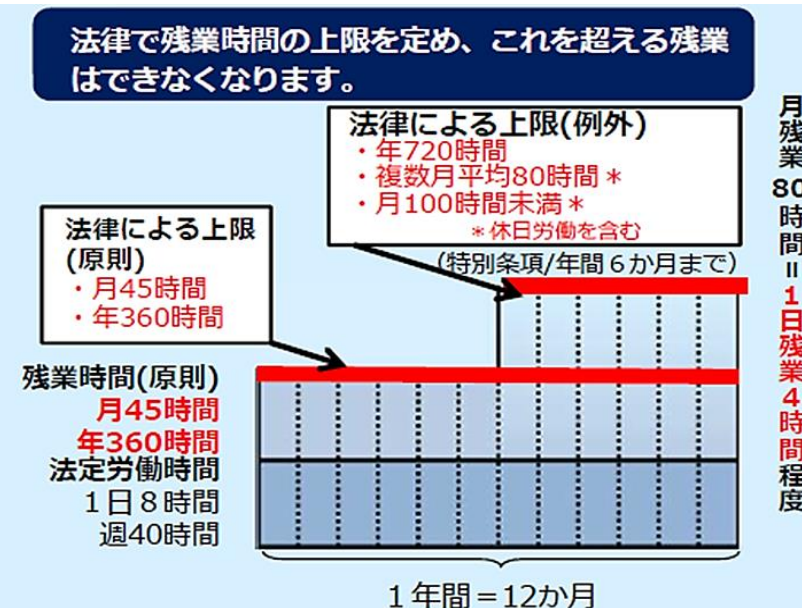
- ★時間外労働が**年720時間以内**
- ★時間外労働と休日労働の合計が**月100時間未満**、
- ★時間外労働と休日労働の合計が**2～6か月平均で全て月80時間以内**
- ★時間外労働が月45時間を超えることができるのは**年間6か月まで**

※ただし、**災害の復旧・復興の事業**については、月100時間未満・2～6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。

## <県土木部発注工事における完全週休2日制促進工事の実施状況>

H30	R1	R2	R3	R4
21件	105件	205件	248件	399件

## <改正労働基準法の概要>



# 週休2日制促進の具体的取組

## 【発注者の取組】

- ・2023年4月から完全週休2日制に加え、**4週8休制を新たに導入。**
- ・**対象を全工事に拡大**し、3千万円以上は、発注者指定型としている。

発注方式	発注者指定型		受注者希望型	
	形式	完全週休2日制	4週8休制	完全週休2日制
休工対象日	原則土日	2/7の日数 ※月単位	原則土日	2/7の日数 ※月単位
対象工事	3千万円以上		3千万円未満	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場作業1か月未満、緊急対応工事を除く</li> <li>・「完全週休2日制」「4週8休制」を選択</li> <li>・発注者が認める場合は金額によらず「発注者指定型」「受注者希望型」どちらも適用化</li> <li>・経費補正(実績に応じて設計変更)</li> </ul>			

## 【受注者の取組】

- ・茨城県建設業協会では県内公共工事の**すべての土曜日一斉休工日**を設定。

もっと遊ぼう!  
いっぱい輝こう!

毎月<sup>すべての</sup>土曜日一斉休工  
県内公共工事一斉休工日

令和5年4月～令和6年3月

※緊急工事や工地上やむを得ない場合を除きます。

一般社団法人 茨城県建設業協会 <http://www.ibakon.or.jp/> 変わる建設業

# 週休2日制と時間外労働時間削減の両立

週休2日制と時間外労働時間削減を両立させるためには、受注者（建設業者）が無理な工程で工事を進める必要のないよう、配慮が必要



## 適切な工期設定

- ◆発注時点での適切な工期設定
- ◆受注者の週休2日取得計画に基づく柔軟な工期変更（延長）

## 適切な予定価格の設定

- ◆最新の積算基準の適用
- ◆最新の労務単価の適用
- ◆市況に応じた資材単価の改定
- ◆週休2日制の実施状況に応じた経費補正